

ふるさとファイル

展示コーナーだより
第70号
平成29年4月
生涯学習課



売券の世界

展示期間
平成29年4月4日(火)～7月9日(日)
(図書館休館日は除く)
※期間中、展示資料を入れ替えます

最近、神足の西国街道沿いで質屋を営んでいた家の蔵から、戦国時代の売券15通が見つかりました。売券(ばいけん・うりけん)とは土地や諸権利の売渡証文のことです。これらはほぼ淀の納所周辺の土地の売券でしたが、その時期・その地域特有の表現が見られ、たいへん興味深いものです。今回はこの新出文書とともに長岡京市域の江戸時代前期までの売券を紹介し、それぞれの表現のなかに、時代や地域の特徴を見ていきます。

戦国時代の淀の土地売券

見つかった15通は天文5年(1536)から慶長5年(1600)までのものです。

うち5通は、売り渡す土地の面積を「大」(太閤剣地前の1反=360歩の2/3で240歩)や「半」(同1/2で180歩)という文字で表しています。

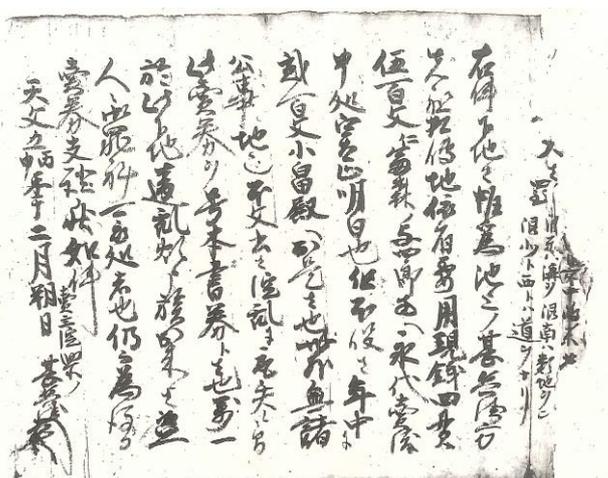
売主らは名前とともに花押を据えるか、花押を書けない者が書く略押を書いたり筆軸印

(筆の軸の頭に墨をつけて押すもの)を押したりしています。印(はんこ)を用いた者はいません。

また土地に付随した義務として、荘園の税金「本役」の銭〇文を荘園の下級役人「下司」に納める、と書いたものが多く見られます。そして何通かは、この売買契約に異議を申し立てる者は「盗人の罪科」に問われる、という物騒な表現で買主の権利を保証しています。

これらはいずれも中世の売券に特有の表現で、江戸時代に入ると次第に見られなくなっていきます。

淀の売券の全体像については馬部隆弘「淀城と周辺の地域秩序」(『古文書研究』第81号 2016年6月)に詳しい。



天文5年(1536)「淀納所池上ノ甚兵衛土地売券」
中世の代表的な様式の売券。この売却地の正式な権利証文は「淀(の)乱」で紛失したと記します。淀の乱(1504年)には神足氏も参戦し敗れています。



【右】淀納所池上ノ甚兵衛の花押(天文5年)

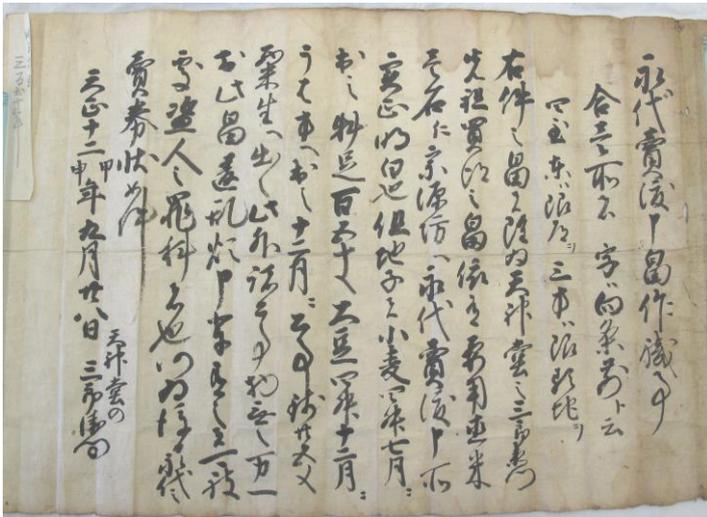


【左】淀納所郷太郎左衛門の筆軸印(永禄元年(1558)畠地売券)

長岡京市域の土地売券

長岡京市域の出来事を記した古文書で代々市内に伝わってきたもののうち、中世にまでさかのぼるものといえ、楊谷寺・寂照院の仏像の像内に納められていた願文・結縁交名など、種類・数ともにごく限られたものです。

そのようななか、土地の売券には1500年代末から1600年代前半の、比較的古い時期のものが何通もあります。土地や土地に付随する権利が重視されてきた証拠でしょう。

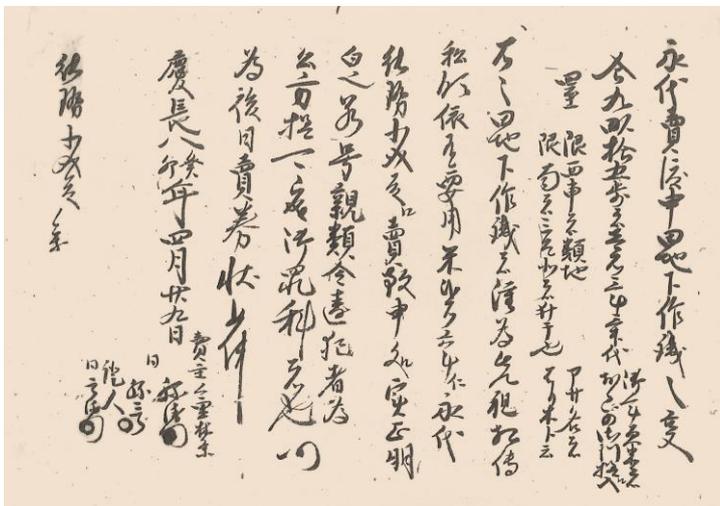


天正12年(1584)「天神堂の三郎衛門畠地作職売券」
三郎衛門が用いているのは、花押(サイン)を書けない者が使う略押(○など簡単な記号)です。

左の天正12年(1584)の売券は、市域に伝わった売券としては最も古い時期のものと思われます。土地の範囲を四至(東西南北の境界)で表し、買主の名(宗源坊)を末尾でなく本文中に記しています。また「地子」「公事銭」の支払い義務についても述べていますが、これらは戦国時代の淀の売券にもよく見られる、中世的な様式です。

ほかに、市域の今里には慶長年間(おおよそ1600年代初頭)の売券が複数残っています。これらの中には契約に異論を申し立てる者は「公方様として御罪科なさるべき者なり」などという、中世の売券に特有の表現がまだ残っています。その一方で、一つの村に複数の領主がいる「相給」の村らしく、左の売券では「御年貢米はおゝいの御門様え入」土地であると明記しています。公家大炊御門家は江戸時代の今里村の領主の一人です。

また今里の慶長年間の売券の多くには花押・略押・筆軸印が用いられていますが、1600年代も後半になると、印(はんこ)を押す者が増えていることが分かります。



慶長8年(1603)「今里林 桑 弥衛門等田地下作職売券」
売主・証人はみな筆軸印を用いています。(個人所蔵)



【左】貞享元年(1684)、今里村内の田地売券(個人所蔵)に見える売主らの印